

平成30年 第2回 石狩市下水道事業運営委員会資料

特定環境保全公共下水道事業の 公営企業会計適用などについて

平成30年12月19日

特別会計(企業会計)とは

地方自治法 第209条

1. 普通地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計とする。
2. 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

地方財政法 第6条

公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は特別会計からの繰入による収入をもってこれに充てることができる。

地方財政法施行令 第46条

法第6条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。

- 1 水道事業
- 2 工業用水道事業
- 3 交通事業
- 4 電気事業
- 5 ガス事業
- 6 簡易水道事業
- 7 港湾整備事業
- 8 病院事業
- 9 市場事業
- 10 と畜場事業
- 11 観光施設事業
- 12 宅地造成事業
- 13 公共下水道事業

地方公営企業法 第2条

この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。)に適用する。

- 1 水道事業(簡易水道事業を除く。)
- 2 工業用水道事業
- 3 軌道事業
- 4 自動車運送事業
- 5 鉄道事業
- 6 電気事業
- 7 ガス事業
- 2 略
- 3 前2項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

官庁会計と企業会計の比較

	官庁会計	企業会計
根拠法令	地方自治法	地方公営企業法
簿記方式	単式簿記 経済取引の記帳を現金の収入・支出として一面的に行う ↓ 確定性、客観性、透明性に優れているとして、予算の適正・確実な執行を図る観点から採用している。	複式簿記 経済取引の記帳を借方と貸方に分けて二面的に行う ↓ <u>「ストック情報（資産・負債）の把握」と「検証機能をもつこと」に意義</u>
認識基準	現金主義会計 現金の収支に着目した会計処理原則 ○現金の収支という客観的な情報に基づくため、公金の適正な出納管理に資する	発生主義会計 現金支出を伴わないコスト（減価償却費、退職手当引当金等）の把握ができる ↓ <u>見えにくいコストも含む正確なコストの認識が可能となり、経済的事実の発生に基づいた「適正な期間損益計算」を行うことができる。</u>
予算区分	歳入・歳出のみ	収益的収支 資本的収支
財務諸表の作成	△ (統一的な基準による地方公会計の整備促進)	○
出納閉鎖の時期	5月末日	3月末日

公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、個別排水処理施設整備事業

市村合併からの3事業の経緯

合併協議

【合併後の姿】

公共
特環

経営の健全化に努め、会計や使用料のあり方について検討を行う。

個排

合併後10年を目途に経営の健全化を図る。

合併

公共下水道事業特別会計、特定環境保全公共下水道事業特別会計、個別排水処理施設整備事業特別会計の3特別会計



H20に公共下水道事業が企業会計化し、
1 企業会計 + 2 特別会計

検討の結果、3事業の使用料のみ統一

H25より使用料を公共下水道事業にあわせて統一し、地域間格差を解消。
※事業特性や会計間の収支状況の違いなどから会計統合は見送り。

公営企業会計の適用の推進について(要請) ※総務省HPより抜粋

適用推進の要請に至るまでの経緯

平成25年度「地方公営企業法の適用に関する研究会」における検討等

○公営企業会計の適用推進が必要。住民生活に密着し資産規模が大きい下水道事業及び簡易水道は特に必要性が高い。ロードマップを示すべき。

平成26年度「経済財政運営と改革の基本方針2014」

○財政マネジメント強化、PPP/PFI推進支援等のため、簡易水道事業、下水道事業等に対して同会計の適用を推進する。

平成26年8月「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップの発出」

○公営企業適用促進のスケジュール(平成27年1月頃に正式な要請を行う等)、範囲等について、地方公共団体に周知。

平成27年1月「地方公営企業法の適用に関する実務研究会」報告書の取りまとめ

○「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」の作成。

公営企業会計の適用の推進について(要請)(平成27年1月27日付 総務大臣通知)

※併せて、適用に取り組むに当たっての留意事項を通知(自治財務局長通知)

○計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上をよりの確に行うため、公営企業会計の適用に取り組むことを要請。

●平成27年度から平成31年度までを公営企業会計適用の集中取組期間とする。

●下水道事業及び簡易水道事業を「重点事業」と位置付け。

・都道府県及び人口3万人以上の市区町村等については公共下水道、流域下水道、簡易水道事業の移行が必要。人口3万人未満の市町村についてもできる限り移行が必要。

・その他の事業も実情に応じて移行が望ましい。

○総務省が講じる支援措置等について周知。

●公営企業会計適用についてのマニュアル策定を周知。地方財政措置の拡充、アドバイザーの派遣、研修の実施等を周知。

・経営改革の推進、都道府県が講じることが望まれる支援措置等を助言。

社会資本整備総合交付金交付要綱 附属編(抜粋)

附属第Ⅱ編 交付対象事業の要件

第1章 基幹事業

イ 社会資本整備総合交付金事業

イ-7 下水道事業

イ-7-(1) 通常の下水道事業

1. 目的 略

2. 交付対象事業の要件

公共下水道事業(特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道を除く。以下同じ。)、流域下水道事業、都市下水路事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業に係る交付対象は、次に掲げる要件をそれぞれ満たす事業とする。

(1)～(5) 略

(6)公営企業会計の適用に係る要件

1)平成30年度末までに、公営企業会計の適用に関し、検討に着手していること。

2)平成32年度までに、人口3万人以上の地方公共団体については公営企業会計の適用すること、また、人口3万人未満の地方公共団体については公営企業会計をできる限り適用すること。

1. 公営企業会計予算

(1) 収益的収支 → 3条予算(維持管理予算)
経営活動に及ぼす効果が1事業年度だけのもの

損益計算書

一営業期間内における企業の経営成績を明らかにするもの。すべての収益とすべての費用を表示する。

(2) 資本的収支 → 4条予算(建設予算)
支出の効果が長期間にわたるもの

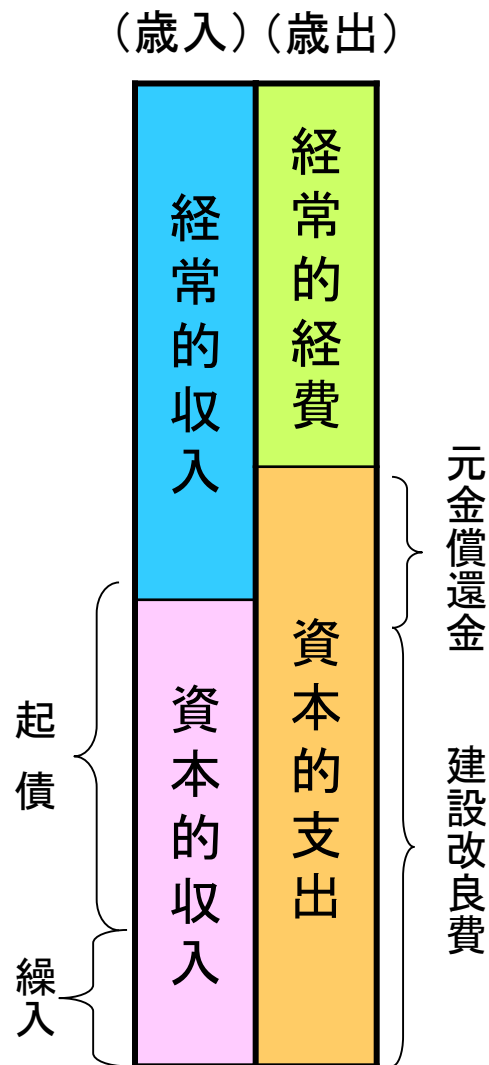
貸借対照表

企業の財政状態を明らかにするもの。

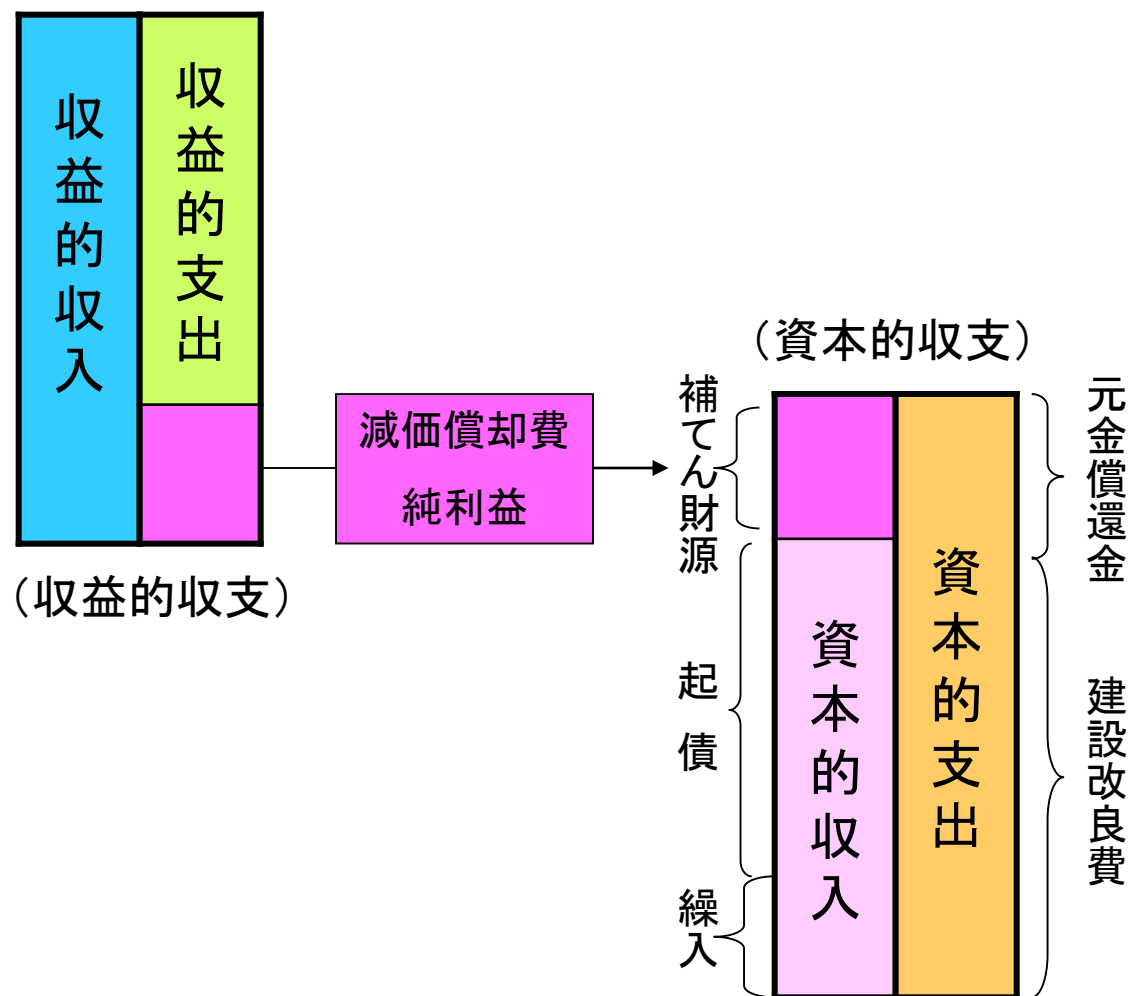
すべての資産、負債及び資本を総括的に表示する。

2. 官庁会計と企業会計の概念図

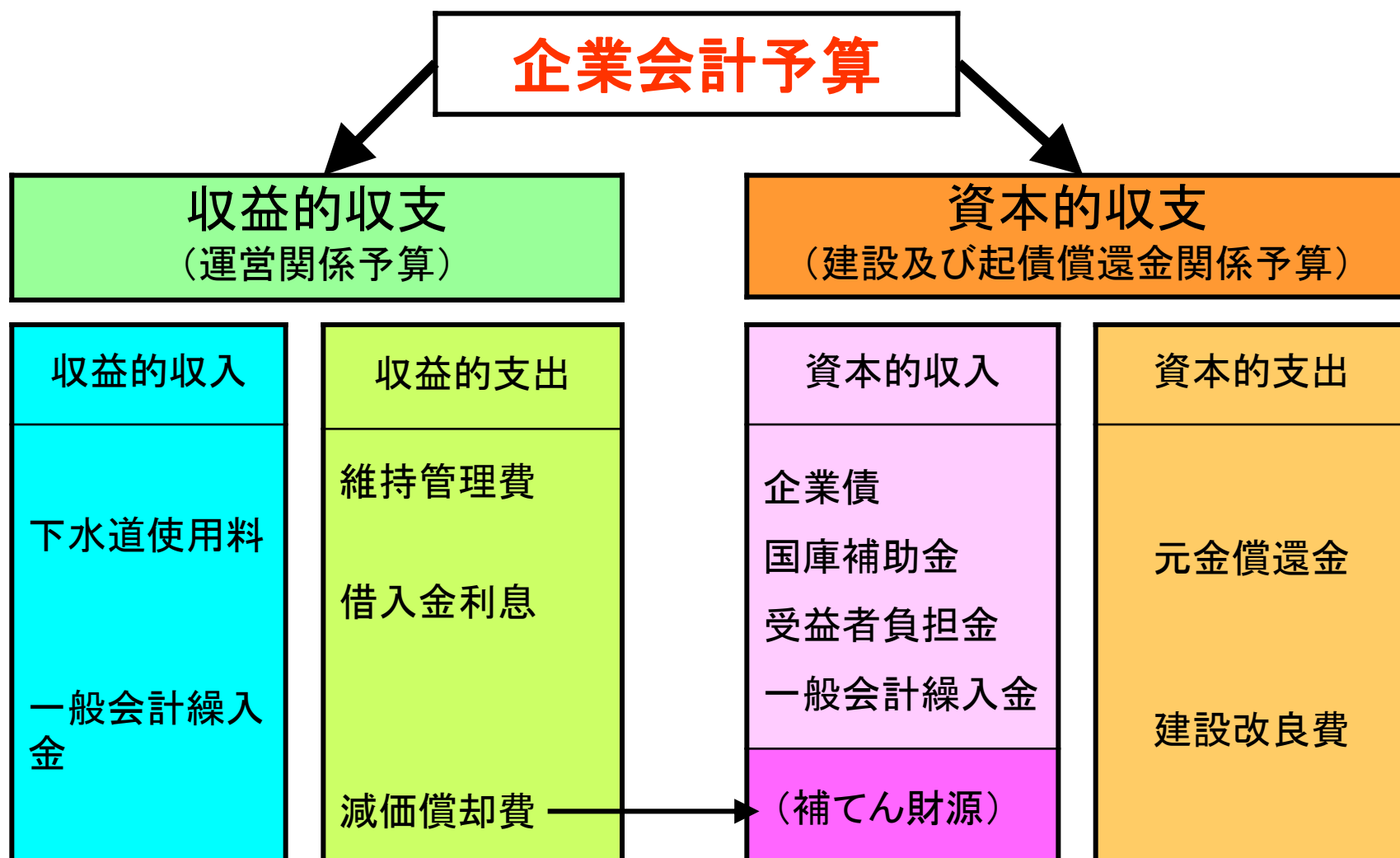
【官庁会計予算】



【企業会計予算】



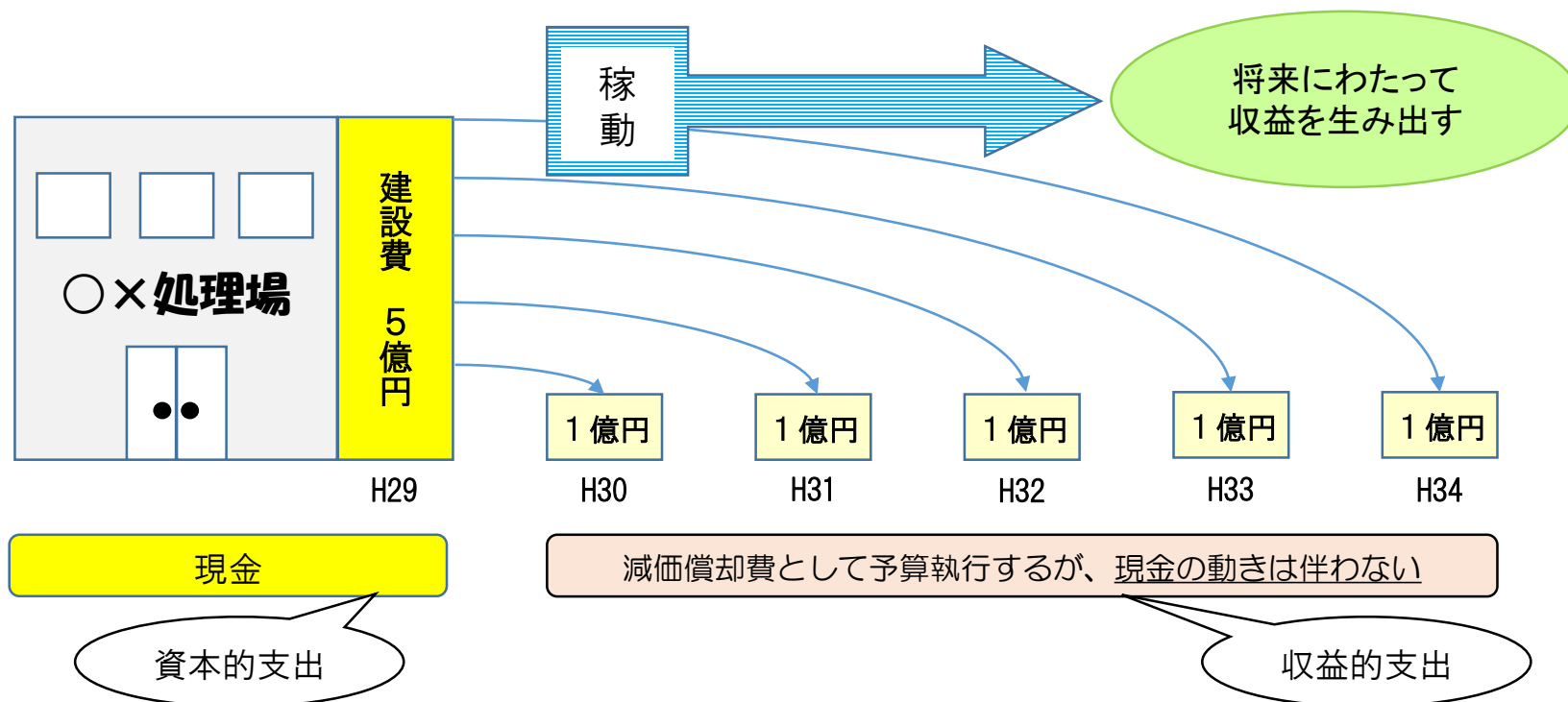
3. 収益的収支と資本的収支の概念図



◇期間損益

- ✓ 事業の経営成績を明らかにするため、会計期間を1年で区切り、その期間内の収益と費用を比較する。
- ✓ 当該年度の収益と、これを得るために要した費用を対応させることが必要。（※費用収益対応の原則）
- ✓ 当該年度に一括して現金支出したとしても、次年度以降に効果が及ぶものであれば、単年度の費用とせず、次年度以降に繰り延べて費用化する。

【例】・H29年度に事業費5億円で処理場を建設し、同年度中に現金を支出（資本的支出）。
・耐用年数は5年間とする。



特定環境保全公共下水道事業特別会計 H29決算

(単位:千円・%)

歳 入			歳 出		
科 目	29 年 度	構 成 比	科 目	29 年 度	構 成 比
分 担 金 及 び 負 担 金	160	0.1	特定環境保全公共下水道事業費	87,017	59.1
国 庫 支 出 金	20,570	14.0	総務費	8,381	
市 債	11,800	8.0	管理費	37,488	
使用料及び手数料	14,402	9.8	整備費	41,148	
繰 入 金	90,440	61.4	公 債 費	60,340	40.9
一般会計	62,101				
基金	28,339				
財 産 収 入	19	0.0	合 計 B	147,357	
受 託 事 業 収 入	9,966	6.7	歳入歳出差引(A-B) C	0	
合 計 A	147,357		翌年度に繰り越すべき財源 D	0	
			実質収支(C-D) E	0	

減価償却費は計上
されていない

地方債現在高の状況

(単位:千円)

区 分	平成28年度末残高 A	平成29年度発行額 B	平成29年度元利償還金 C	うち元金 D	平成29年度末残高 A+B-D
特定環境保全公共 下水道事業債	617,904	11,800	60,340	50,907	578,797

会計統合のイメージ図

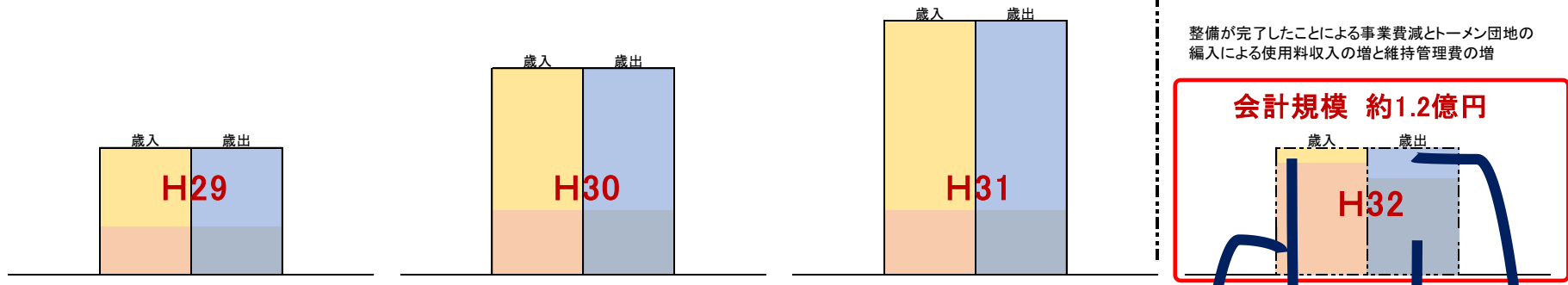
特定環境保全公共下水道事業特別会計

厚田処理区・望来処理区に加え、トーマン団地を編入しH32から供用開始するため、H29～H31において施設整備を実施しているため、会計規模が大きくなっている。

特別会計廃止

整備が完了したことによる事業費減とトーマン団地の編入による使用料収入の増と維持管理費の増

会計規模 約1.2億円



公共下水道事業会計

特定環境保全公共下水道事業を企業会計化。
 ※実質的な収支は基金繰入相当を一般会計繰入とすることで基本的に変わらない。
 ○収益的収支と資本的収支に区分
 ○新たに、収益的収入に長期前受金戻入、収益的支出に減価償却費を計上する。
 ○資本的支出は、当面、企業債元金償還金のみ

収益的収入規模 約13.5億円

